様式第3号(第3条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

(申請者)

　　　　　　　　　　　　様

身延町長

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請却下通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった事業者に係る指定については、介護保険法第115条の45の5第2項の規定により、指定することができませんので通知します。

却下の理由

(教示)

1　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、身延町に対し審査請求をすることができます。

2　審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、審査請求の裁決書を受け取った日から6箇月以内に、身延町を被告(訴訟において町を代表する者は身延町長となります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

　(1)　審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。